

## 第7回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成13年4月28日(土) 17時00分～19時00分

委員長 第7回の審議会を始めます。人事異動に伴います幹事の変更と出席議員の確認を事務局にお願いします。

事務局 審議会の幹事で、保健福祉部次長、学務課長、青少年課長が異動により変更になりました。本日は欠席させていただきたくします。よろしくお願ひいたします。

それから委員につきましては、1名欠席という届け出がございましたので、報告いたします。

委員長 それではこの審議会は年度の途中から始まっていますので、年度初めというのは余りないのかもしれませんが、委員の方も代わられましたし、新年度に入りました。ぜひ、今年度中には一定の成果を上げたいと思っておりますので、今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは出席の確認をしていただきましたけれども深谷委員から相川委員に代わられておりますので、委員の委嘱を事務局からお願ひをいたします。

《新委員一名の委嘱を行う。》

事務局 では委嘱させていただきます。相川様、鎌倉市児童福祉審議会委員を委嘱します。平成13年4月12日、鎌倉市長、竹内謙。よろしくお願ひいたします。

委員 よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは自己紹介と何かの抱負がありましたら。

委員 一応、ずっと傍聴させていただいてはいたのですが、傍聴の方はまだ入りにならないのですか。

委員長 一応自己紹介していただいてからと思っています。

委員 よろしくお願ひいたします。それで昨年度の途中からということでしたので、連絡会の幹事をしていた前任者が、とるものもとあえずやってくださったんですけども、昨今子どもの問題が非常にたくさんある中で、主任児童委員の割り振りがすごく多くなっておりまして、すべて幹事がやるのはなかなか難しくなってきました。かなりいろいろ重荷の部分がありましたので、昨年度の最後ぐらいに、鎌倉市に17人いるうち、いろいろな委員の要請がきた場合は適材適所というか、みんなの推薦と本人の希望で行きましょうということ、例えばファミリーサポートセンター立ち上げの検討会の委員とか、それから母子の委員、福祉委員とか、それから虐待児の連絡調整

会議のようなものとか、それぞれにいるけわなんですけど、その中でいろいろなご事情でなかなか大変だということでしたので、私にということで皆さんに振っていただいたんです。それといたしますのも、私が割と子どものことをずっとやってきたとみんな思ってくださいまして、実は子育てをしながら、もう15年以上前なんですけれども、そのとき鎌倉市の公立保育園の代替え保母を2年ぐらいさせていただいて、それを勉強する中で、私自身こういう保育をしたいということで「青空自主保育のなかよし会」というのを立ち上げたのです。鎌倉はとても自然が豊富なんですけれども、そのころ私自身が子育てをするのに、自分にも仲間がいないし、子どもにも仲間がいないという思いがあって、世田谷の方で自主保育をやっている「はらっぱの会」とか、いろいろな情報がありましたので、鎌倉でどうなのかって張り紙をしたら、ちょうど人が集まりまして、本当に数人で始めたんですけれども、いつの間にやら、そのうち15年で自分の子どもの子育ては終わってしまいましたが、とても重要だということ定着しましたので、ボランティアという意味でもなく半分仕事のような形でずっと続けてまいりました。

その本拠地としていたのが、山崎の谷戸という今鎌倉市中央公園になっているところなんですけど、24ヘクタールのとても自然豊かなところを青空保育の場所にして、全く園舎はなしで、保育のリーダーに私がなったほか、15人ぐらいのチームの中で親が順番に当番で保育に当たるということで、親自身も自分の子どもだけではなく、よその子どもたちを見ることで勉強にもなるし、仲間づくりもできる。今現在15年たちますと、親の連携がとても強くなり、子どもが高校生ぐらいになっているいろいろな悩みがあっても、そのときに兄弟のようにつき合った親同士がいるという、私にとってもうらやましいような関係がありますし、子どもが自然で育ったということが果たしてこれからどういうふうになるかというのは未知数でありますけれども、割とつまづきがないというか、わんぱく坊主が多いんですけれども、そんなような育ち方をしております。

本拠地の山崎の谷戸が中央公園になるということで、お手元に資料を3部ほどご用意させていただきました「谷戸だより」というのを10年ぐらい前からやっているんですけど、中央公園が公園になるのはとてもいいことで、開発されて住宅にならないで、鎌倉市が30年前にこういう方針を出して下さってありがたかったんで、せっかくなのであれば都市公園にしてほしくないなと、従来型のものにしてほしくない。子どもの遊び場の確保を目指してこれを始めたわけです。ただ、実際は田んぼがあり、畑があり、雑木林がありで、田んぼ仕事も子どももやっていますし、実はきょうも田うないを朝からずっとしてきて、もうくたびれ果てて座ったら眠くなってしまって、そ

の後ろにある田んぼの予定があるのですが、その中で子どもの遊びを2つほど用意してまして、今年度の4月号にある「子供自然探検隊」というのは小学生版なんですけれども、定期的に谷戸遊び、自由に遊ぶということで、下にある「一日里山」というのは、会員以外も、どなたにいらしていただいてもいいですよということで呼びかけてまして、こういう催しをやりますと、むしろ小学生よりも赤ちゃん連れの親子がとてたくさんいらっしゃいます。その中で本当に20代、30代のお母さんたちというのは自然の中で遊んだことはなくて都会暮らししか知らないんですけども、やって来ると何もおもちゃがなくても小川があって、今どきでしたらタンポポをつんだり、川に入って貝を拾ったりと、遊具のある公園よりここに連れてくればいいんだなと納得されます。なおかつ、ここで親子の仲間づくりができるということなので、昨年からはじめた「一日里山冒険遊び」がとても好評でしたので、本年度も続けていきたいなということでやっています。

ついでながら、ずっと傍聴させていただいた中で、いろいろお話はあったと思うんですが、あと2枚のチラシは、1つは「ママズカレッジ」というので、これは鎌倉市の社協のやっている市内のいろいろな自主保育のグループさんで、これからの子育てについて考えましょうという企画を出してくださって、それが2年ほど続いているわけです。この4月からいよいよ自分たちで立ち上げるといふか、事務局は社協がやってくれるんですが、今15グループぐらい入っていて、その中で何をやるかと言いましたところ、「ママズカレッジ」をやる。それを発案されたのは、幼児から小学校の低学年の子どもを持っているお母さんたち十何人のグループなんですけれども、FM放送で子育ての情報をいろいろやっていられた方々が、自分たちが何を望んでいたかという、子育てをしてしまうと本当に家に引きこもって何も学ぶことができない。東京都内ですと、子どもの保育をしてくれる講座なんかは今たくさんあるんですけども、鎌倉市はそういうことが非常に少ないわけです。それで自分たちが学ぶ間に保育をしてくださるようなものができたらいいなと自分たちが思っていたから、自分たちでつくりたいということで「ママズカレッジ」、1回目はカラーコーディネイトの先生を呼んでやって、これも赤ちゃん保育がありますので、保育スタッフが子どもの数だけ必要だということで、市内から集めるだけでも大変だったわけですが、2回目は子どものクッキーづくりということで、両方ともほんの20組から25組の親子しかとれなかったんですが、倍率が3倍ぐらいあったわけです。それでこういうものは必要だなということで継続していきたいのですが、今資金難というか、助成金でも頼らないとできないような状態で、その3回目としまして、先ほど私がお話したような「外で遊んで親子で仲間づくり、自然の遊びを

学ぼう」というのがあります。さっきお話しした2回はもう終わってしまったんですが、これから企画の1つの目です。

皆さんに改めてお話しすることもないと思うんですが、もう1枚ありますのは、これを企画した若いお母さんたちが「鎌倉あそび塾」というのをまた1つグループを立ち上げまして、その人たちが、どうしてこれから冒険や遊び場が子どもたちに必要なのかという資料をつくったんです。いろいろな寄せ集めかもしれないんですけども、世田谷区でも20年ほど前にプレイパークづくりというのが始まって、世田谷区の場合はボランティア協会という別組織があります。本当にわずかなスペースのプレイパークなんです。鎌倉にできましたら、児童公園ぐらいのスペースしかないところなんです。木登りができる木があって、プレイリーダー小屋という道具置き場がある。それで水が使える。ただそれだけしかないようなところなんです。そこにプレイリーダーというお兄さんがいてくれることが、子どもたちにとっても親にとってもいいし、特に放課後の学童の子どもなんかにはとても人気があって、そこで育った子どもたちが中学、高校になってもボランティアもしてくれるし、またそのプレイリーダーのお兄さんのところに相談に来る。ですから子どものたまり場がコンビニの前ではなくて、中高生がそういうところにも寄ってくるという、いろいろな効果があるプレイパークなんです。世田谷区で20年前にできてながら各地には広まっていないということは、そのプレイリーダーをどうやって確保するか、幾らアルバイトといっても、生活給までいかなくても、どうやってプレイリーダーの方々を持続させていけるかということがネックになっているんですが、今とてもそれが必要なのではないかと。例えば中央公園の中に冒険遊び場ができて、そこにプレイリーダーができれば常駐してくれるといいなっていう思いが、なかよし会をやってきた親たちの中から生まれてきているわけです。

ここのモットーは、「自分の責任で自由に遊べる」ということですので、行政は公園がつくられると、そこで事故があった場合に全部賠償責任が行政にくるというわけで、いろいろな冒険的なことができないわけですが、これは運営も市民でやろうということですから、けががあってもそれは公園をつかっていっしょに行政の責任ではない、自分たちでそれは負いましょうという意味を込めて、「自分の責任で自由に遊ぼう」と。それがモットーです。

長くなって申し訳ありませんが、私自身はこういうこととか、保育園、幼稚園に入る前の子どもとか、そのあたりのことをずっとやってきておりますので、審議会の中でいくらかでもそういう体験とか考え方がお役に立てればということで推薦されてまいりましたので、よろしく願いいたします。

委員長

よろしく願いします。もう数回保育のことをやらせていただいた後に、も

う1つ市長の諮問事項が家庭の子育て支援ですので、そちらでこういうお話をたくさんしていただけるのではないかなと思います。

それでは傍聴の方を。

委員

今のことに関連して、ぜひ体験と知恵をこの場に出していただいて、ともにいいものをつくっていけたらと思うんですが、全く別の問題で、前回もお話があったときに、基本的な問題があるので、これをやっぱりちゃんと言っておかなければいけないと。どういうことかという、これは市の問題ですから、保護者が審議会委員になるという過程の中で、何回か課長さんともお話ししましたが、委員は2年間だとかなり強くおっしゃっていたと思うんです。当然、保護者も1年に1回に改選しているわけですから、1年ではどうか。お話では、かなり強く2年だと。しかもそれは個人に対して委任をするものであるからおっしゃっていたわけですから、この対応の仕方に、私は不信があります。それだけは申し上げておきたいと思います。随分対応の仕方に温度差があるのだなと感じざるを得ません。別に答える性質のものではないですから、市が認めたわけですから、それはそれで結構です。

委員長

これは個人の問題と、民協の組織の問題もあるので…。

委員

その件は前回のときに言っていたではないですか。できることなら継続でしてやってほしいと。でも推薦してくる母体の事情もあるでしょうから。

委員長

原則は、さんがおっしゃったように、個人は母体があるにしても2年というのが原則だと思うんです。ご発言はご発言として受けとめたいと思います。ちょっと自己紹介をさんにしていただいたので、正式な開会が15分ほど遅れました。

それでは実際の第7回児童福祉審議会を始めたいと思います。前回から保育の問題で諮問事項が2つありましたけれども、そのうちの1つ目のところに入って議論を深めます。それでは今日の資料の確認を事務局からお願いをいたします。

事務局

それでは資料の確認をいたしたいと思います。本日の資料につきましては、まず会議次第が一部、それから前回の第6回の会議録が一部あります。それから資料ナンバーがつけてありますが、資料7-1、7-2があります。それから、今日新たに委員さん1名お代わりになりましたので、委員さんと幹事等の名簿があります。それから前回説明した中で、今日また説明をさせていただく資料の参考になればということで前回提出したものの抜粋を1枚お配りしています。それから先ほど新委員の自己紹介の中でご説明がありました資料と一緒に用意しています。以上です。

委員長

お手元にそれぞれ渡っているでしょうか。それでは議事録につきまして個々の委員に既にお渡しをし、お読みをいただいていると思いますので、また何

か訂正がございましたらご発言をいただくことにしたいと思うんですが、途中でお気づきになればご発言をしていただくことにしまして、早速今日準備をしていただきました資料について、事務局からご説明をいただきたいと思えます。

事務局

資料7-1をご覧くださいと思います。前回、「今後の保育所運営について」という資料をお出しいたしましたが、私ども説明で分かりにくいところがありましたので、今回それを補足する形で資料を用意いたしました。7-1の1ページからご説明いたします。前回お出しした資料の中で、保育所にかかる運営経費、運営がどういう形で成り立っているかということを簡単に説明させていただきたいと思えます。

1ページ目、保育所にかかります経費の財源内訳ということで、基本的な仕組みを1枚書いています。公立保育園、私立保育園とも同じ形になります。基本的には保育所の運営費と補助金で運営される形になっています。運営費につきましては、国が定めております運営の経費、下に(1)~(3)までで事業費、人件費、管理費という形で書いてありますけれども、事業費は保育所を運営するにあたっての一般の生活費。ここに書いてありますように給食費ですとか、保育を行なうための材料費とか、高熱水費等です。人件費については園長さんですとか、保育士、調理員さんたちの人件費。それと管理費を国が毎年積算をいたしまして、これだけかかるというものを出してきます。それを子ども一人当たり単価として月額で出しまして、入所児童数にあわせて国、県、市から入ります。それともう1つ運営費につきましては、保育料と書いてありますが、国が7階層に分けた保育料を徴収しています。基本的にこれが保育所の運営費ということで、保育所を運営する上で保育所に入ってくるお金です。

もう1つは国、県、市の補助金があります。運営費だけでは賅えない部分、運営改善のための経費が別途補助金として入ってきます。主には保育士の雇用のための人件費の補助ですとか、特別事業など事業を実施するための補助金が入ってきます。

補助金については、この資料4ページ、5ページを見ていただきたいと思うんですが、4ページについては、鎌倉市の民間保育所補助金の内容で、大きく分けて5つになっているんですけれども、国、県から市に入って保育所に流れるという形になっています。このような中で、民間保育所の運営をするための経費の補助金、そして運営を改善していくための補助金、そして延長保育した場合などその事業の実施に対する補助金があります。右端を見ていただきますと、県、何分の一とか、市単独とかと書いてありますが、補助金の中身につきましては、国、県の補助のあるもの、市が単独で行っているも

のがありまして、そのような補助金等を併せて保育所の運営をお願いしているというのが現状です。

それから保育料については、所得に応じてこれだけのものをとるようにということで国の明確な基準があります。その基準に鎌倉市だけではないんですが、保護者の負担軽減ということで、国の基準とは別に条例で定めて、保育料の一定の基準を設けて徴収しています。ちなみに前回お出しした資料でいいますと、鎌倉市では国基準の金額でいいますと大体64%ぐらいの数字になっています。これは公立、私立とも同じです。

2ページをお願いいたします。今経費の財源内訳の基本的なものをお話ししましたが、これがどう流れていくかということなんですけれども、2ページ目の1番左に、今言いました運営費は国、県、市の割合が決まっています、これが一旦市に入ってきます。保育料につきましても、市で徴収するようになっています。補助金につきましても、やはり順序としては保育所から申請をしていただくわけなんですけれども、財源の流れとしては一旦市に入りまして、そこで、市独自の補助金、先ほどの市の単独補助という部分ですとか市の負担分をのせまして、各保育園にお金を入れて、そこで事業をやっているという流れになっています。

それでは3ページをお願いします。前回お出しした資料のコピーが1枚お手元にあるかと思います。前回コストの比較をいたしまして、私立保育所については11年度のベースで約7億1,700万円ほど諸経費としてかかっている。公立保育所については、12億5,100万円かかっているとご説明をいたしましたが、その中身、いわゆる事業の中身としてどういう経費がかかっているかというのを表現したもので、まず支出の左側は、私立保育所6園トータルの経費です。割合からして、人件費、管理費、事業費とおおざっぱに3つに分けていますが、単位が100万円ですので、人件費は5億1,700万円という数字になっています。右側はこれを1園当たり直しています。保育園によって規模が違いますので、一概にこれと言えませんが、単純に6園で割り返していますので、人件費、管理費、事業費は以上のような数字になっています。それから公立保育所についても、同じように出しています。人件費、管理費、事業費を1園当たり直しますと、人件費が1億2,700万円、それから管理費、事業費の数字になっています。人件費については、正規の職員のほかに公立、私立ともに臨時的保育士さんですとか、調理員さんですとか、事務員さんを雇っていますので、それからパートの方の経費も、この中には含んでいます。

続きまして4ページは、先ほど説明いたしました民間保育への補助金の内容ですので省かせていただきます。

5 ページは、小規模保育所施設補助金の内容で、認可外保育園へ補助していますので、その内容を出しています。見方としては民間保育所と同じで、制度内容、補助の性格等を見ていただきますと、主に保護者の負担軽減、児童の処遇改善等、ここにあるとおりです。

6 ページをお願いします。前回、委員さんからもお話があったのですが、全体の保育士の数、子どもの数の資料を出しまして、日常の行われている保育にどのくらいの保育士がかかわって、どのくらいの子どもさんをみているのだというお話がありました。資料として前回の分ではわからなかったものですから、今回改めて出しています。12年4月1日現在の保育士を公立、私立、認可外と分けていますけれども、保育士については各々数字のとおりです。この中には勤務の体系として朝から夕方の開所時間に勤務している、主に常勤的な非常勤の方も含めてカウントしていますが、その数字が保育士の数になっております。4月1日の児童数ですので、当然月中で変動がありますし、4月以降入所がありますので、とりあえず4月1日をとらえて数字を出してまして、保育士1人当たりの子どもの数が一番右の欄になっています。公立、私立ともおおむね同じぐらいの数字でした。認可外については、1人当たりの児童数が少ないんですけども、前回は説明いたしたかと思いますが、認可外では基本的に0～2歳児までを見ていただいていますので、どうしても保育士にかかわるお子さんの割合は低くなるのかなと思っています。

それから、その下にあります給与等の調べは、前回、保育士さんその他保育にかかわる方の処遇の問題等、給与も含めてお話が出てまして、大体どういうものかなというところを今回表示しています。表の見方なんですけれども、給料表の準拠というのは、どういうものを基本に給料の設定をしているかという内容です。それから定期昇給、保育所の初任給、諸手当ということで、これは同じものをベースにしておりますので、私立保育所は6園で大体このくらいと見ていただきたいと思います。まず公立8園は、給料表は市の条例で別途定められてまして、次の7ページが市の保育士にかかわるところの給料表です。短大卒の保育士の初任給は、この表の1級の8号というところなんですけど、17万400円。これは基本給だけですので、そのほかに右の欄にあります諸手当、調整手当や時間外手当ですとか、勤務、居住、扶養、管理職、通勤等の手当がついていますけれども、これは別にして、公立の場合には初任給だけではこのとおりです。短大卒ですので、二十歳ぐらいとご理解いただければと思います。

それから私立6園につきましては、前回 委員から従来、国から国の給料表に準拠するよという指導があったというお話がありましたが、現在も

国の給料表に準拠した園が3園、独自に給料表というか基準を設けている園が3園ありました。市内の6園についてはこういう割合になっています。定期昇給は全園同じように年1回ありました。私立保育所の保育士の初任給なんですが、公立と同じように比較することが難しく、毎年保育所が県に報告をしている報告書をベースにして出しました。短大卒の方の基本給と諸手当＝調整手当等も含めた金額になりますが、平均で17万3,200円になっています。諸手当については右の欄のようにありますが、金額ですとか、給付される条件とかがかなり違ってはいますが、各園とも同じような名称の手当を給付しています。

8ページをお願いします。前回職員給与のお話が出ていましたので、8ページの資料は保育所運営費国庫負担金の運営費の積算根拠になる基準ですが、所長職、主任保育士、保育士、調理員等という形で、大体この基準額をもってやりますよという金額です。参考までにこういう数字が出ているということだけご承知いただければと思います。

9ページについては、最初に説明しました保育所運営費の保育単価表です。保育所を運営するにあたり1園当たりこのぐらいかかるかということ国で人件費、事業費、管理費等を出しまして、それを全体で足して、各地域ごとの割合によりまして、子ども一人当たりの単価を出しています。

地域も幾つかに分かれているんですが、鎌倉市の場合は特甲地域という地域に該当しまして、例えば真ん中の61人～90人までという欄を見ていただきますと、設置、未設置というのがありますが、設置は保育所の所長さんが設置されている場合、通常はこちらとっていただければいいのですが、その設置欄の右を見ますと、乳児についての基本単価は16万5,250円と出ておりますが、乳児についてはこの金額、1、2歳児については9万7,480円と、一人あたり幾らと決められています。さらに右の欄になりますが給与等の改善費加算というのがありまして、これを足し込んだものに実際に入所しているお子さんの数を掛けたものが運営費として保育園に入るという流れになっています。こういう細かい単価の積み上げによっていることをご承知いただければと思います。

委員長 7 2は保育の中身にかかわることですので、お金にかかわることはこれで前回分の宿題も含めて説明をしていただいたことになると思いますので、ご質問、ご意見をここで伺いたいと思います。相当前回から詳しく細かくやっていただけたと思うんですけども、どうですか。

委員 すみません。ちょっと細かい項目が分からないところがあるので、まず1つだけ最初に質問させてください。

1ページ目から、その後にも出てくることですが、管理費という項目がござ

いますよね。これは具体的にはどういう経費を管理費というのですか。

事務局 管理費の中身なんですけれども、いわゆる建物の管理のための経費や職員の旅費ですとか、職員の研修費、健康管理等、事業を行っていくための経費です。

委員 健康管理といいますと、いわゆる福利厚生が含まれるということですか。

事務局 そうです。職員の健康管理になりますので、福利厚生につきましては管理費に入ります。

委員 そうすると健康管理というのは、いわゆる学校なんかでよくやっていますよね、健康診断とか。それにかかる経費ということですか。

事務局 はい。

委員長 職員側の健康診断ですか。

事務局 そうですね。

委員長 子どもの健康診断は事業費で…。

事務局 事業費に入ります。

委員 そうすると3ページ目のところで、私立保育園と公立保育園の保育所の経費が出ているわけなんですけれども、当然保育所によって規模が違うから一概には言えないと思うんですが、左側にあるのがトータルで出されたものだろうと思うんですね。それで右側が平均でやられたものだろうと思うんですが、そうしますと私立と公立をもちろん単純には比較できないでしょうが、全経費にかかる人件費あるいは管理費、事業費がどれぐらいの構成比を占めているのかということで見ると、こんな感じになるんですね。私立の保育所の場合には人件費が72%、これは右の表とほぼ変わりません。それで管理費が18%、事業費が10%ということですよ。公立保育園の場合には人件費が81%、事業費が6%、事業費が約13%という構成比になるかと思うんです。保育所という事業の性格からいって当然人件費は高くなって当然とは思いますが、ここの差ですよ。公立の保育園が約80%に対して私立の保育園は70%ということで、通常会社なんかで考えれば非常に高い人件費になりますよね。というのは、ここの10%の違いがどうして起きてくるのかということと、管理費が随分違うんですよ。今お話のあった管理費は、職員の旅費、健康管理、施設の維持管理ということですよ。施設の維持管理及び職員旅費、健康管理ということでいけば、それほど大きな違いが出ないと思うんですが、私立の保育園は18%に対して公立の保育園は6%なんです。ポイントでいくと3倍違うわけで、ここかなり大きいのではないかと思うんです。事業費はそれほど大きな差ではないんですけども、この辺はどう解釈すればよろしいのか、まず教えていただきたいということです。

委員長  
事務局 お願いします。  
管理費につきましては、各園で修繕料がかなり大きなウエートを占めております。保育園の中での修繕料ですので、これは11年度の数字を拾っておりますけれども、その年に比較的大きな修繕をなさっていらっしゃる場所については修繕料が伸びてしまうということがあるかと思えます。これは6園分ですので、どこがという点はすぐ出せないのですが…。

委員長 ただ、内容的には、例えば旅費とかは割的にはかなり低いものになります。そうすると、例えば10年度で見ると構成比が変わるということで、いわゆる半恒久的にこの構成比がこのパーセントというよりは、この構成比は年度によって違うと考えていいんですね。

事務局 はい、変わってくるかと思えます。

委員長 むしろ 委員のご質問で、そういう意味で半恒久的なということ言えば、人件費のパーセンテージの違いは年度によることは余りなさそうですよね。そちらの説明をしていただけますか。

事務局 公立の分しか出ていませんが、人件費につきましてはおおむね同じ割合の80%ぐらいということで、歳出に占める割合としてはこのくらいの数字になっているかと思っています。

委員長 私立は70%で10%ぐらいの違いがあるのはなぜですか。管理費分のパーセンテージが落ちれば、パーセンテージとしては人件費が上がってくるから。

事務局 人件費につきましては、前回もお話があったかと思えます。構成している保育士の数についてはそれほど大きく変わっていないということは前回までもお出ししているかと思えます。前回、保育士さんの勤続年数と平均年齢の資料を出しましたけれども、平均年齢で約10歳、勤続年数で11年ぐらいの差が出ていまして、現実的には給与については初任給以降当然上がってまいります。その上がり方につきましても公立、私立では若干違いがありまして、もちろん園によっても違うんですけども、やはり給与の差が人件費にはね返っているのだろうかと考えています。

委員長 勤続年数及び平均年齢がこの差を生んでいると考えていいわけですね。

事務局 はい。そのように。

委員長 委員、それでよろしいですか。

委員 それであるとするならば、6ページのところに給料の調べというのは出てはいるんですけども、ここに出されたものは率直に言って実態を反映していないのではないかと。よくわからないのです。公立の場合は後ろに給与表がありますので、こちらに準拠しているのかなと思うんですが、ちょっと号とか級がどういうものか私はわからないんですけども、公立がこの基準でいったと仮に考えたとしても、例えば恐らく1級が短大卒であると考えたら、

号、級が年齢に応じてまた上がっていくのしょうから、あるいは査定に応じて上がっていくのしょうから、ここで上がらないと考えてよろしいですか。人数はそんなに変わらないですからね。

事務局 恐れ入ります、上がらないというのは…。

委員 要するに、この給与の体系の中で、例えば極端な言い方をすると、公立の中では20号以下はないとか、そういうことがあるのかなと。

事務局 給料、私立の給料のお話でいらっしゃいますか。

委員 その辺が出てこないと、初任給だけではどうもわからないと思います。

事務局 私立の給料の設定につきましては、ここにもありますように独自に基準を設けているところと、国の給与表をベースにつくっているところがありまして、私どもで一律にいただいているものは持っておりませんが、初任給と定期昇給がどのような割合でというのは資料としていただいております、ここにあるとおりです。定期昇給につきましては大体のところ4月に昇給をすることになっていますので、年1回の昇給はあるのだろうと考えております。ただ、給料表が公立のような形でつくられているかというのは、手元に持っておりませんので定かではないんですけども、同じような各園の基準に基づいて昇給は当然していくのだろうと思っております。

委員長 昇給の幅が狭いというよりは、一定の年限が来る前に職員の交代が起きていて、常に給与表の低いところに保育士さんたちがいるという方が、実態的な差をあらわしているのではないのでしょうか。

委員 意見を含めて、今度は質問ではなくてそれに関連をして申し上げますと、保護者にはこういう意見が多いと思うんです。1つはやっぱりベテランの先生がいてほしいなという声は、かなり保護者の中にあるのも事実だろうと思います。それからもう1つは、やはり保育士さんも保護者もともに働いている者同士ですから、やはり子どもを預ける立場からも、安心して働いていただける。それが私たち保護者からすれば強い望みだと思うんです。どういう違いでこういうことが起きてくるのかというのはわかりませんが、その辺は保護者の共通した望みであると思います。あとまだあるんですけども、また後で。

委員長 ほかに。こういった財源のこととか。

委員 6ページの保育士初任給の公立のところ、短大卒（基本給）とありますよね。私立は、短大卒（基本給＋諸手当）と書いてあるんですが、公立は諸手当がプラスとして載っていないですけども、これはどうなっているのでしょうか。

事務局 ちょっとわかりにくい資料になって申しわけないんですけども、まず公立につきましては、今後ろについています給料表がありまして、基本給幾らと

明示しておりますので、単純にその部分を表示していますが、これに、右の欄にあります諸手当がついて給料になります。調整手当は基本給×10%ということでつきまして、私立でも調整手当がありますけれども、私立の場合、数字としてこれが含まれています。

公立については、まず単純に初任給の額が出ますのでそれを出して、私立については、右に書いてある手当のほかに特別業務手当ですとか、いろいろありますが、その中で積算の根拠になるものとして各園で組み入れているものが違いますので、毎年報告書であげていただく初任給の額（本俸＋手当）をもとに平均を出しているんですけども、手当としてのっかっているものは、調整手当ですとか、そういうものがのっかった金額と理解していただいた方がよろしいかと思えます。

委員 基本給17万4000円の中に含まれているということですか。  
事務局 17万3,200円の方ですね。私立の方にはそれは含まれていると理解いただければと思います。

委員 公立は17万4000円プラス諸手当ということですか。  
事務局 そうです。ここでいいますと、私立と比較して、この中だけでいいますと、調整手当ですとか、扶養手当がこの上にのっかってきます。

委員 そうすると公立の方が平均的に手取りは多いということになりますか。  
事務局 この表だけでいいますと、確かにそういうことになるかと思えます。

委員 わかりました。それから賞与というもの、このほかにあるわけですか。  
事務局 ボーナスですね。ボーナスもあります。

委員長 最後の期末というのがそれなんです。期末手当というのが。

委員 そうか、わかりました。ありがとうございます。

委員 8ページの保育単価の算定基準の額について伺いたいのですが、上の表の所長、主任保育士、保育士、調理員等が格付けされていまして、それで本俸基準額がありますが、これは例えば保育士のところで見ますと、短大出たての若い先生であっても、20年働かれたベテランの先生であっても同じ19万4,600円というのが保育単価の基準として入っているという理解でよろしいですか。

事務局 国の運営費の積算の基準がこの数になっているということですので、年齢による差については考えたものではありません。

委員 そうしますと、例えば市の給与でいきますと、もう何年かすればすぐにこれは基準を突破してしまいますよね、実際の給料は。恐らく手当を含まないで短大卒で17万4000円だと、初年度から突破しているのではないかと思います。その分については、この方々は市の職員ですから市がお支払いになるということになるわけですか。

事務局 そうです。

委員 私立の保育園に対しては、これで人件費はやりなさいという形で、それでもっと給料を上げたかったら私の財源を使いなさいという形になるという理解でよろしいですか。

事務局 運営費の基準ですので、公立にも当然運営費が入ってきます。その基準はこの額ですということですので、当然それより上乘せしている分については、自分のところで負担しなさいという考え方ですね。ですので、今委員がおっしゃられたような形になろうかと思えます。これはあくまで積算のための根拠で、これにいろいろな手当ですとかを全部足し込んで人数で割り返すというやり方で単価を出していますので、その基本ということです。

委員 そうすると、自分のところというのは公立保育園の場合は市ということで、私立の場合には、自分のところというのはそれぞれの園ということになりますね。

事務局 そうです。そこで各園が給与表を持っておりまして、そこで当てはめていただいているということになるかと思えます。

委員長 それプラス1ページの補助金部分のところ、格差改善費が出ているようですから、それも含んで給与表をつくられているのだらうと思うんです。ところで委員から、ちょうどボーナスはどうなっているのですかというお話が出て、年収ベースでいって市の期末手当の倍率と民間の期末手当の倍率は同じなのですか。これで相当年収に差が出るのではないですか。

事務局 私立につきましては、やはり園によって違っていますが、参考までに1園では期末手当を、全員の方に本俸プラス特殊業務手当プラス調整手当の4.95カ月という数字を出しているところもあります。それから本俸プラス扶養プラス調整手当に4.83を掛けているところですか、全職員に対して4.9カ月というところとか、大体同じくらいの数字かなと思えます。

委員長 公立はどうですか。

事務局 公立は…。今回0.2カ月減っていますので、人勤ベースで減っていますので、4.7幾つだったのかと思えます。(4.75)

委員長 大体自分のことはというのは、よくわからないのですよね。

事務局 申しわけありません。

委員長 4.7ポイント幾つね。

委員 今読み上げた資料は、その0.2というのを引いていない資料でしょう。今事務局が公立は減っていますよと言ったけれども、今そこに出ている4.9とか、4.8というのは民間のその部分は減らしていない古い資料でしょう。

事務局 これにつきましては、12年度当初の資料です。

委員 ですから減っていないんですよ、それは。それから減らさなければ今の公立

とは比較にならない。

- 事務局 12年度に人勧で下がった分については減らされているかと思ます。
- 委員長 ということは、もし12年度シェア公立4.7だと、4.75とか。
- 委員 大体民間も人勧に準拠してやっているから。
- 委員長 そうすると、期末手当にはそんなに掛け率では差がないから、基本給の部分でどの程度出ているかとか、どの手当がそのどこに入っているかによりますね。
- 委員 すみません。私、数字に弱くて頭がこんがらがってきてしまったのですが、さっきのご説明で、私の解釈だと基本給プラス諸手当、諸手当の中に期末手当も含むと、確かおっしゃったと思うんですけども、そうすると初任給というのは年間のトータルの期末手当まで含まれて、割る12ということになるんですね。
- 事務局 期末は入っておりません。
- 委員 さっき諸手当の中に期末が入っているとおっしゃったような気がするのですが。
- 事務局 この表の中で、私立で入れ込んで入るのは調整手当です。管理職というのがありますが、管理職手当がついているところについてはそれを含めています。
- 委員長 初任給ですから、管理職手当では入っていないですね。
- 事務局 そうですね。
- 委員長 いきなり管理職で就職する人はいないですよ。
- 事務局 そうです。
- 委員 休日は割増があるんですね。
- 事務局 休日手当が出ていまして。
- 委員 諸手当が入っているのですか。
- 委員 諸手当は臨時の手当です。調整手当や何かのほかに休日出勤とか超過勤務とか、障害児の手当とか、手当が園によってそれぞれ違いますから、全部含めた額ですね。そういう意味ですよ。
- 事務局 出しているのですが、諸手当として右側に書いてあるもので含まれていないものがありましたので、ここを出しているものとしてはおおむね短大卒の数字には調整手当がのっかっていると理解していただければと思います。
- 委員 公私の差を調べるなら、公立の初任給の単価も諸手当をのせなければいけないですよ。のっているのですか。
- 事務局 のせていません。そこでわかりにくい表になっているのですが、私立につきましても手当の中身が全部同じでないものですから、申し訳ありませんが、こういう資料で出しています。
- 委員 ちょっとよろしいですか。今考えなくてはいけないのは、保育士のお給料の

内容ではなくて、保育されているお子さんのこととか、あと保育園に行っている割合と、幼稚園に行っているお子さんの割合を比べたら、幼稚園に行っているお子さんの割合がかなり多いので、こういう形で保育園ばかり見ているだけでも、保育園のことを考えなくては、市のことですからしょうがないのですが、保育されているお子さんのことを伺いたいのですが。

委員長 ちょうどそういうことで次の話題に移ろうかなと思ってまして、資料7  
2に保育内容にかかる資料を用意していただきましたので、 委員、  
委員、順にどうぞ。

委員 すみません。もう資料2のことに入りかけてよろしいですが、資料1の6  
ページの上の保育士数と児童数のところですが、さほど取り上げることかど  
うかわかりませんが、公立と私立と保育士当たりの児童数が大体同じとおっ  
しゃいましたが、ちょっと説明不足なのは、例えば認可外2園というのは0  
～2歳までやっています関係上1対3ということで3.41な訳ですが、私  
立6園のうち、確かもう1つの表の方では2カ月からやっている訳ですから、  
公立は6カ月からやっていると対応数が違う訳で、2カ月の場合ですと、も  
っと保育士一人当たりの児童数は低くなくてはいけないので、6園中3園の  
私立が2カ月からやっているということでありますので、単純に私立と公立  
と同じというご説明はちょっと違うかなという解釈です。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。各園の実際の年齢に対しての保育所をどの  
くらい当てているかという数字にはなっていませんので、全部合計してしま  
っていますので、そういうことになるかと思います。

委員 委員、どうぞ。

委員 1点は今言われたことと同じで、前は各園ごとに出ていたと思うのです。  
それが全部一まとめになっているので、具体的には各園で出された方がいい  
だろうということと保育士数の数の中に常勤と非常勤が含まれているという  
のも、やっぱり分けるべきだろうと思います。常勤と非常勤に分けるべきだ  
ろうと。前は確か分かれていたと思います。ですから、そうしないと実態  
を反映した数字になってこない。

もう一点、保育料の問題です。最初の1ページ目のご説明だと、保育所運営  
費にそれぞれで徴収している保育料がそのまま充てられるということですか  
ら、単純に聞いたままでいくと、私立は当たり前ですけども、公立保育園  
でも、入っている保育料をもとにしながらやっているということで、半分独  
立採算みたいな方法をとっているのですか。

委員長 ご質問ですね。

委員 はい。つまり保育料がここに入ってくるということは、例えば所得が非常に  
高いところの地域だと、これはかなり裕福になってきますよね。そうでない

ところになると、かなり難しい状況になってくるのかなと思うんですが。

事務局

1 ページ目の保育料でいいますと、保育料というのは運営費、先ほども言いましたように国で定めていまして、保育料についてもこれだけの金額を徴収しなさいという一覧表に基づいて出ていまして、例えばこの児童については10万円かかりますというものについては、その金額をいただくようになるわけです。ですから、運営費そのものが膨らんでくるということはないんです。

委員

ということは、保育料という書き方をされていると、それぞれの園で徴収したものが人件費等々に使われるのかと思ったのですが、そうでなくて徴収されたものは市の一般財政に入って、それが全く別のものになっていて、この保育料自体は、先ほど言われたような国の基準に基づいて市の財政から出ているというのが正しいのではないですか。

事務局

2 ページ目をご覧いただきたいのですが、大ざっぱにしかこの表はつくっていませんけれども、国で運営費、保育料を定めています。補助金もあるんですけれども、保育料については公立についても私立についても市に納めていただいています、市から保育料に見合う分を各園に出しているということなんです。

委員長

こういう理解でよろしいんですよね。例えば一人当たり幾らという保育料が決まってきますよね。国は7階層で切って減免をしていますけれども、それはあくまでも公的な減免ですから、もともと決められたお金で各園に渡るわけですから、経済階層が低かろうが、高かろうが、そこは減免措置で入る。その分は国、県、市が負担をするけれども、鎌倉市の場合は何区分にしているんですか。

事務局

19階層です。

委員長

19階層にしているので、鎌倉市の減免については鎌倉市が独自に補てんをして、それで一人当たりについて入るお金については変わらないと、そういうことですね。

事務局

そういうことです。

委員長

ですから、経済階層で豊かな階層が多いところであろうと、そうでなかろうと、1つの園に渡るお金は、子ども一人当たり幾らで渡りますから、どこの園でも変わらないということですね。

委員

つまり、ここに書いてある書き方のそのものが、私は違うのではないかと思うのです。保育料で徴収したものを財源としてとって、それをそれぞれの園に、先ほどの国の基準に応じて分けているということではないということなのではないのですか。言っていることわかりますか。

例えば2ページの財源の流れでいけば、「保育所運営費(1)のうち」があ

りますよね。これは国あるいは県の財政から出てきているものですよね。補助金も同様のものですよね。保育料は徴収しているものですよね。出どころが全然違うわけですよ。

委員 委員のおっしゃるとおりなんです。国から出てくる徴収基準がありますね。それに本人が負担する額がありますね。それを金融機関を通して市の金庫に納めます。それは保護者が出したお金も公金、国のお金という発想で金庫に入れます。そして国から直に市に入ってきたお金も金庫に入る。合算して、その中から各園に運営費という形で出てくる。こういうことですよ。1度全部金庫に入る。

委員 公立保育園の場合には年度当初に予算を立てられていますよね。そうすると保育料徴収というのは月々、徴収をされているわけだから、一定の予算の積算はできるのだろうけれども、ここに書かれたような書き方でいくと、保育料がそのまま運営費の中に入っているということではなくて、保育料そのものは市の財政に大きな財政の中に入れて、それ以外のところで、市の中で一番最初の段階で国の基準に合わせて、それぞれの保育園全体の運営費が決められているわけだから、それでもって出ているというのが正しいのではないですか。ですから直接払われた保育料が直接園の保育にかかる経費として使われているということは、違いますよね。

事務局 最初に基本的な仕組みのところ、保育所にかかる経費、保育所がどういうお金で賄われているかという説明をしたつもりです。大きく分けて運営費と補助金ですとご説明をしています。それでお金の入り方、今委員がおっしゃられるように、性格的に保育料と運営費、補助金は違いますけれども、お金の決め方、保育所の運営費の決め方は国で決められた単価になって出ていますので、お金そのものは今委員に言っていただきましたように市の方に入ります。保育料についても公立も私立も同じように保育料は市に入ります。運営費についても市に入ります。補助金についても市に入ります。それで出ていくお金は、国、県については決まっておりますので、1円たりともその金額が変わらない形で保育所に流れます。それに市の負担分と独自の分がのっかって出ているというのが事実ですので、お金が具体的にここに流れてということを表示しているつもりではないものですから、ちょっとそのところがご理解いただけないのかなと思うんですけれども。ここは保育所にかかわる経費の流れとしては、こういう形になっているという説明になっています。

委員 実際の入ってくる保育料とは違うということですか。

事務局 そうです。

委員長 ではほかによろしければ、資料7 2の方にいきたいと思います。

委員 ちょっとその前に今 委員からの保育園ばかりやっけてはというお話がありましたけれども、幸せなことにと言いたいのですけれども、鎌倉市には公立の幼稚園がございませんので、公立の幼稚園がある地域は公私の幼稚園の格差は大変なものですから、これは同じ土俵で協議してはいけないと思うのですけれども、これはそれを束ねる側の行政の仕事の上からいくと、今のお金のことについては幼稚園はのけものにされたことにはならなくて、これは別の議論で、幼稚園はどういうふうに市として対応するかという形での議論になるんだということだけを申しております。

委員長 多分今年の後半ぐらいにそこにいけたらいいなと思うんですけれども、もう少し全体、鎌倉に育っている子どもたちへの支援をどうするかというときには、またその話題に及ぶと思います。

委員 在宅の子が多いのでしょうか。幼稚園、保育園に行っているのよりずっと。特に年齢の低い子は、家にいる子の方が多いのですから。

委員 そうですよ。

委員長 そのあたりで 委員から自己紹介で言っていた自主保育といったところにたくさん人が集まるのも、そういうことだろうと思います。それでは次の資料7 - 2にいきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 前回、委員さんからご要望もあった内容も後に出てまいります、まず1ページ目につきましては保育所の保育内容で、これが全体をあらわしているということではありませんが、公立と私立で認可外も含めてここには載せていますが、開所時間等については前にも資料を出していますが、給食、延長保育、一時保育、地域活動ということで、通常保育につきましては各園公立、私立ともに同じように行っていると私どもは思っていますので、そこは省かせていただいています。ただ、次の資料に出てくるんですけれども、時間帯における勤務状況を参考までに載せていますので、次に説明をさせていただきます。

まず、1ページにつきましては、公立、私立、認可外に分けて開所時間ですとか、保育年齢等の内容、それから給食については前回もちょっとお話をしたんですけれども、完全給食を実施しているところと、3歳児以上については主食を持ってきていただくところ、それから主食費をとって提供されているところが、このような形であります。それから延長保育については、認可外も含めて全園やっけていただいています、時間的には夜7時までと8時までのところがあります。延長保育料につきましては、公立は一律ですが、私立については各園で若干差があるのかなと思っています。それから一時保育については、3園で実施をいただいています。聖アンナの園、岩瀬保

育園、清心保育園で実施しています。条件については見ていただくとおりで、時間帯ですとか、単価ですとかは若干違っていると思っています。

それから地域活動、地域センター事業ということで一番右の欄にありますけれども、通常保育のほかに地域の活動としてこういうことをやっていますということで、これも全部を載せている訳ではありませんが、各園から報告をいただいています内容についてまとめています。育児相談ですとか園庭開放、これは公立ですけれども、地域の子どもたちとの交流を積極的にやっていますということで実施しています。それから育児講座ですとか交流事業をやっています。私立についてもここにありますが、やはり育児相談、交流事業等を実施しています。ここにある4園は国補助対象の事業ということで、載せていますが、こばとナーサリー、大船ひまわり保育園でも、地域との交流をなるべく図っていくということで個々にやっていますと聞いています。認可外でもそういうことで実施されていると聞いていますので、そのようにご理解いただければと思います。

次のページをお願いします。2ページ、3ページ目には、保育所勤務の状況ということで、右肩に12年5月12日と入っていますが、これも各保育所が県に報告を上げています資料で、参考までに公立園1園と、私立園1園がこういう形で実際に保育をしているという参考の資料として出させていただきました。時間については、7時～19時までの保育をしています。

公立、私立とも90名定員の園でして、このような形の保育内容となっています。

保育士等の配置ですが、前回、日常の保育時間の中でどういう配置をされているのかと委員さんから質問がありましたので、参考までに見ていただければと思います。保育士については、正規の職員、非常勤の職員を含めてほぼ1日保育園の中で働いていただいている方について、公立園は12人です。それから私立の園についても、常勤の9人と非常勤の3人の方がほぼ1日見えていますので、やはり12人ぐらいの保育士さんが保育に当たっているというのが状況として見られるかなと思っています。これは全体ではありませんが、また1日分ですので、日々そのときのお子さんの状況ですとか、行事によっても変わってまいりますけれども、保育内容、保育士の配置についてはそれほど大きな差は見えないかなと思っています。

次は4ページをお願いします。4ページ、5ページについては、前回、委員さんから公立保育所が民間の企業に委託しているところが出たというふうに聞いているので、その資料をとということでしたので、これは新聞の切り抜きを主に出しています。東京の三鷹市で1園、実際に運営を民間企業に委託したという例があります。この園の場合、市立の幼稚園の廃園した建物を使っ

て保育園を始めると。それにあって社会福祉法人と民間企業の参加を得た形でいわゆるコンペというやつですね、やって一番低廉なところに落ちついたということです。ただ、これについては、当然国の最低基準ですとか都の基準、それから最低11時間以上の保育ですとか延長保育、そういうものを条件として提示して応札を受けたと聞いています。現実的にはこういう形は全国で初めての例だと思しますので、こういう形も入ってきているということであろうかと思えます。

5ページをお願いします。これは参考資料として出していますが、休日保育を実施するということで、県内の相模原市で実施されるという新聞情報がありまして、こういう形で民間3園をお願いしながら休日保育を実施していくということでしたので、参考までにご提出いたしました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。特に2ページ、3ページ細かいので、またいろいろご質問がどうかと思いますが、どうぞご意見を。委員、見られて何かご意見ありますか。

委員 こういう休日保育とかというのは、例えば保育園へ行っていらっしゃる方たちは対象ではなくても、休日は幼稚園の園児もいますよね。そういうときに子どもを預かってくれるという形で鎌倉市でも考えていただくと、一時、子育て支援センターができるときに、そういった形で子どもの一時預かりができるのかどうか、幼稚園のお母さんたちの間でも要望としてかなり高かったのですが、結局子育て支援センターではお母さんと一緒に来てお母さんと一緒に遊ぶという形態のようで、子どもさんだけを預かって、その間にお母さんがどこかに行ってもいいということではなかったようなんですよね。茅ヶ崎の方に見学にいったときも、茅ヶ崎の子育て支援センターもお母さんと一緒に来てという形だったのですが、こういう一時預かりとか休日保育とか何かを鎌倉市で考えていただくときに、その園にもともと在園しているお子さんを対象に、休日だったら預かりますよという形ではない一時預かりができると、とても理想的なのではないかなと思ったのですが。

委員長 ちなみに相模原市の場合はどうなんですか。

事務局 今資料で出しました休日保育については中には若干書いてあるんですが、他の保育園に通っているケースですとか、休日に保育のできない親御さんのケースも言っておりますが、保育所に通っていないお子さんというのは出ていません。多分対象にはされていないんだろうと思います。それから委員さんからお話しがありました一時保育については、保育所に通っているお子さんだけではなくて、今3園でやっていただいておりますけれども、保育園に通っている子ども以外のお子さんについてもお預かりをさせていただいてい

ます。

- 委員長 私立保育園は、鎌倉の場合には3歳未満という条件がついているのですか。
- 委員 ついていません。
- 委員長 資料の括弧の中に3歳未満とあるのは。
- 事務局 保育料積算の一例です。
- 委員長 3歳以上というのはどうなのでしょう。日額が変わるのでしょうか。
- 委員 そうですね。
- 委員長 安くなるんですか。
- 委員 日額が1,400円とか、そういうように下がるのです。
- 委員 逆に安くなるのですか。
- 委員 それは2歳未満児の場合には1対1ですから一日中抱っこしたり、おぶったりして、泣きっぱなしで来ている子もいます。ですから、高いんです。それと食事とか授乳とかいろいろありますので、どうしても単価は高くなります。
- 委員長 国の定める基準も3歳未満児と、3歳児、4歳児ということで、ちょっとずつ年が上になっていくほど安くなっていくと。
- 委員 今休日保育や一時保育の話が出ましたので、さっき私が申し上げたファミリーサポートセンターというのが、確かこの前のどこかの資料にも、変わりましたよということで、子ども家庭福祉課でされるという経過があって、それは別に準備委員会がされている、所管課は子ども家庭福祉課でしたが、違いますでしょうか。そういうことで対応していくという方法と、それから委員から、私立しかやっていないというお話でしたけれども、今後公立でもやっていくのか。それとも、そういう部分はファミリーサポートセンターというところでやっていくのか。この審議会とあちらの準備会との整合性というのでしょうか、こっちはこっちで勝手にやって、向こうは向こうでやってもしょうがないわけですので、この中間的なところで何かお話があれば事務局からしていただけた方が、私たちが考えるのは、今の措置児として保育園児だけではなくて、さっき委員がおっしゃったように地域活動の中で、例えば私が入っている自主保育の子どもはどこまで入っていけるのか、そういうところもここで審議したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。
- 委員 ちょっといいですか。実際にやっている立場から申し上げますと、結局保育園というのは保育に欠ける子どもを預かるのが大前提でございますから、ですから、ふだん保育に欠ける子が休日に保育に欠ける子もいるわけですし、その子をどうするのかということで、その子たちのために休日保育をやるという話があります。そうしますと、幼稚園の中にも休日保育をやっているところがありますけれども、幼稚園の子までは手が回らないというのが現状な

のではないのですか。例えば岩瀬保育園に通っている子だけがその休日保育を使うのではなくて、市内の多くの子どもたちが休日保育をやっている保育に休日だけ集まってくると。つまり言うならば一時保育という形になりますが、そういう形でも対応できれば、日曜営業しているところとかファーストフードに勤めているお母さんたちは大変助かる。そういうことはわかっておりますけれども、保育園でそれを期待している子が大変多い現状では、幼稚園の子までは手が回らないと。だから幼稚園は幼稚園で、文部省は積極的には進めてはいませんが、やっているところがふえてきておりますねと、その程度のことなんですけれども。これはごく近いうちに幼稚園でも預かり保育と同じように日曜保育という話が別料金で出てくるだろうと思っております。私の個人的な見解で言えば、幼稚園に通わせているお母さん、お父さんたちが休日保育をやってくれともっと幼稚園に言ったら、道は開けるのではないかなという思いはあります。でも自分のところが賄いきれないのによそのことを言うは失礼ですから、言わないだけですけれども、こういうことだと思います。

委員長 ありがとうございます。その前の 委員の発言を確認すると、ファミリーサポートセンターとの整合性を取りながらこちらを進めていきます。

事務局 中間発表報告という形をどういうふうにとるのは、これからまた検討したいと思っておりますけれども、現状、一定の時期にその辺の話については私どもからご報告させていただくという形にはなると思います。

委員 ファミリーサポートセンターは幼稚園でも保育園でもどこへ行ってもいなくても、みんな対象になりますから。

委員 だから、それがどの程度の規模でさせていただけるのか。そちらに頼りきっていいのであれば、ここではそういう部分については保育園でお願いするのではないという...

委員 まさしく今後そのことを議論して、市長に訴えれば壁が開けるのではないですか。

委員長 委員がおっしゃるように、一般的には親と一緒に来てというのが今までの子育て支援センターでファミリーサポートセンターですから...

事務局 ファミリーサポートセンターと、子育て支援センターはちょっと機能が違います。今具体的に 委員からありましたファミリーサポートセンターは子どもを預けたり、自宅に送り迎えしたりという形のもので、子育て支援センターはそうではなくて相談業務等の形でやっています。機能的に分離されていますので、現状、分離された中で子育て支援センターは福祉センター内で実施していますが、ファミリーサポートセンターの関係については、まだ実施をする準備を進めているというところ です。

委員 　ただ、子育て支援センターをつくるときに、どんな内容が子育て支援センターの中にあつたらいいかというアンケートをとったときに上位に来たのが、お母さんたちが求めているのは相談と同じぐらいの多さで、自分が歯医者さんに行くときに子どもを連れていられないから、預かってもらえるところが欲しかったけれども、子育て支援センターにはそういう機能はないということで結構がっかりしているお母さんもいるので、ファミリーサポートセンターがこれからできるのでしたら、預かったり、あとボランティアをいろいろなところに募ってお子さんのお家と幼稚園の送り迎えとかもできるというお話を聞いたことがありますので。

委員 　ファミリーサポートセンターは平成12年度の国の補正予算で通ったのです。ですから、それがどういう形で出てくるか。今行政でもその辺を一生懸命考えているところなんです。

委員長 　それこそ、もともと労働省サイドでやっていたものが今ひとつになりましたので、少し子育てに引きつけた計画ができるのではないかと思います。それは同じ担当課がやっていらっしゃいますので、調整しながらこちらにも反映をしていただけたらと思いますし、こちら側のある線が出てくれば、ファミリーサポートセンターにも反映できますし、こちら側からこうしてほしいという意見を出していいのかなと思います。

もとに戻りまして、7-2の1、2、3ページがいわゆる鎌倉でやっている保育で、こういう調査を5月12日と設定をするのは、日々保育というのは変わってきますから、調査をするのにある日を設定せざるを得ないのはよくわかるので、しかも1園ずつですからこれで全体の把握ができていとはなかなか言えないですから、仮に全体を把握するとすると、365日分、しかも各園ごとだと膨大になりますので、とても実務的には準備できないと思いますから、仮にこういうものを出していただけてということなのですけれども、実際に今保育園の利用を実際されていて、日々の保育の中で、こういう表も見ていただきながら、それから恐らく私立の保育園でそれぞれ保育方針があつて、それぞれ特徴を持った保育をされているのだらうと思いますけれども、利用者側の委員、委員、何かご意見ございませんか。

委員 　難しいですね。何を言っているのかなと。

委員長 　例えばこういう保育とか、あるいはこういう保護者との交流をととか、そんなようなことであれば。あるいは地域との交流でもいいのですけれども。

委員 　非常に一般的ですが、もうちょっと絞った議論をしていくと、いいと思うんですけれども。それぞれの園で公立、私立も含めて、さまざまな工夫をその園で先生方がされていると思うんです。

1つはやっぱり保護者に対するケアといいですか、意外と単純なこととして、

会ったときに声をかけるとか、これはとても重要なことなんです。ですから送り迎えのところまで保育士さんたちに知っている先生がいる。そうすると、今日はどうだったとか、あるいは子どもたちの中にも話題ができる。これはものすごくとても大事なことだろうと。迎えに行く時間というのは全部一致しているわけではないので、なかなか親同士が会えるわけではないと思うんです。私はたまにしか行けないのですけれども、大体5日に一遍行って周りを見る余裕もなくて、子どもと一緒に帰ってくると、ではこれから夕ご飯つくろうかということで、疲れたときは大変困る自体にはなるのですけれども、でもその中でほかの子も含めて、自分の子だけではなくてほかの子も含めて会うと、「何々ちゃん元気、久しぶりだね。」と、こういう関係が保育園の中でも自然にできてくるような保育をぜひしていただきたい。それは、いろいろな形で先生方は努力されていると思うんです。連絡帳はとても大事ですよ。書くのは大変ですけれども、でも連絡帳を通じてその子の成長の仕方とか、今日どういうことがあって、そのときに親がどういうふうに対したらいいとか、わからないきに先生に相談ができますよね。そういうときにやっぱり若い先生もいるんだけれども、これはやっぱり年配の先生に聞いてみないということも当然あるかと思えます。

それから、子どもたちの年齢が上がってくると、4歳児、5歳児、6歳児ぐらいになってくると子どもたち同士がかかわり合う中で、課題を持ち始めますよね。そういうことも先生方がやっけていただいているので、それがやっぱり手に取るようにわかる。それが本当にありがたいなと思えます。ですからそういうところを保護者にも見えるようにしていただいていますし、ぜひ連絡帳をやられていないところもあるように聞いておりますので、それは大変でしょうけれども、ぜひやっていただきたい。それが子どもを育てるということでもあり、親を育てるということにもつながってくるなと思えます。

それと、ここで言うのは適切かどうかちょっとわからないのですけれども、先ほど一時保育とか、そういうことが話題に上がってきましたよね。どこで言うべきかというのはわからないので、とりあえず一度言っておきたいと。多分あとで似たようなことは話題になると思うんですけれども。両方とも働いている関係で、緊急に仕事が入るとか、あるいは休日に両方とも出勤しなければならない事態になるとか、そういうことがあるわけです。それともう一つは、私が保育園に最初の子を入れたときに一番困ったのは、入って1カ月ぐらいのときに、しょっちゅう病気になったのです。そうすると、どちらか休むと。1カ月はどちらかが全部休みました。そういう事態が起きてくるので、やっぱりまだ回復の状態だと預けられないですよ。そのところで、やはり職場の中での位置が悪くなってしまったりとかということがあ

です。最初のところでも議論がありましたけれども、保育園だけではなくそれを支える職場を指導するなりということがないと、かなり厳しい。それから病児保育とか一時保育についても、親の立場でいくと、考えてしまうことがいっぱいあるわけです。どういふかという、我が家の場合には病児保育をいろいろやる中で、ベビーシッターさん、鎌倉にもありますよね。頼んだりしたことがあったのです。やっぱりだめなんですね。何かというと、しょっちゅう病気になるわけではないでしょう。それで預けなければならない事態は数カ月に1回なんです。ただ、いきなり子どもが行って、その人になれるかという、そうはならないわけです。今一番理想的なのはご近所づき合いがある中で、ではいいよという形で、では今日はうちのところで面倒みますよとか、あるいはそのご家庭のおじいちゃん、おばあちゃんがいるところで、ちょっと遠いけれども預かってもらうとか、私のところの場合には知り合いの方で、たまたま保育園の非常勤をしていらした方がいて、その方にお頼みして、たまたまうまい具合にその娘さんが看護婦だったので、非常に偶然ですけども、何回かお願いをしたことがあります。そういう地域が実はとても重要なのではないかなと。そうしないと子どもたちは、さっき

委員もおっしゃっていましたが、やっぱり一日泣いて精神的に不安定な状態でいさせるというのは非常に心もとないですよ。やっぱり知っている大人、知っている方にみていただきたい。それが我々としても本当に安心できることだろうなと。これを今後どうやって公的な体制の中でやるかというのは非常に難しい問題で、先生方の労働条件もあるし、やはり地域の中の関係をつくっていきける社会をどうつくっていくかということを考えていかなければいけないのではないかなと思うんですが、非常に難しい問題があります。ここで議論してうまくいくという問題では全然ないわけです。ただ、そういう声を上げられる場をつくることは恐らくできることだろうと、それは非常に重要なことであろうと思います。

委員長 ありがとうございます。幾つかほかの審議会にかかわっていても、当該の自治体でやるべきことのほかに国、都等への要望を審議会として上げて、例えば 委員がおっしゃったように企業で、子どもが病気したときにはもうちょっときちんと気兼ねなく休めるように、そういう施策を進めるべきだという提言はできると思うので、鎌倉市だけでどうこうという問題ではないにしても、ここでももちろん議論はしていくことだろうと思います。 委員、何かありますか。

委員 この表というか、この図は何のためにつくられたということを考えるのは当然なのかもしれませんが、これを見て議論するのは非常にしにくい部分があるかと思っています。つまり上の方の、子どもがこういふときにこういふ

ふうにやっていますというのは大体わかるのですが、親として本当に知りたいのは、例えば自由遊びと書いてありますが、そこで実際に何をやっているのか。子どもと先生との関係はどうかということを実は知りたいのですが、この評価は全然それは見えないですね。あるいは、たまたま勤務があいたときに保育参観という形で見に行くことがたまにあるだろうと思いますが、そういうこともここには出てこないですね。つくられた性質上仕方ないので、これを見てどうだというのはなかなか言いにくいと。

それから職員の勤務ですけれども、さっき連絡帳のことを言われていましたけれども、私が保育参観で見たところだと、休憩時間にきちんと休憩できてなくて、恐らく連絡帳を書いたり、昼寝をしない子のケアを一生懸命したりということで、恐らく基本的に休憩を先生は余りとられていないケースが多いのではないと思うのですね。大体見ますと、私立の保育園の場合には9時間半ぐらい働かれていて休憩1時間ということになっているのでしょうけれども、恐らく実態は随分違うのではないかなという気はします。

それからもう一つは5月12日の調査日なんですけど、これはほかの保育園は知りませんが、私が知っている保育園だと割りに平和な時期ではないかという気はします。ゴールデンウィーク明けで子どもが少し安定しないことはあるかもしれませんが、年度初めの大騒ぎというのは一段落し、しかも2学期、3学期の行事や何かはまだ入ってこないですね。だから、行事なんかが入ってきたときにもっと遅くまで先生方は働いていらっしゃると思いますし、子どもの様子も恐らく変わってくるだろうと思いますので、こういう非常に安定したときを記入するのもそれなりに意味がありますけれども、そのぐらいの限定つきで見なければいけないのだろうなと思います。

委員 ちよっとすみません。それでちよっと違うのです。

委員 そうですか。

委員 これは、運営状況調査表というものがあまして、5月中にそれを市、県を經由して国に出すという決まりがあります。それに決算の書類もついて、それをもとにして毎年指導監査があるわけです。その指導監査のときに、いわゆる室内遊びとかいろいろ書いてあるけれども、それはカリキュラムと保育日誌と照らし合わせて、実際にどういう保育をしているかと調査員が確認をするわけです。ですから、ここにはその程度しか書いていない。それと5月の末に出すので、これは5月中の平日のいつと、土曜のいつを書けという指定があってなっているの、これで園が都合がいい日を選んだわけでも何でもなし。

委員 そういう意味では全くなくて、これと現実が違うだろうとか、都合のいいときを選んで書いたという意味で申し上げたのではなくて、これはこのとおり

委員

なんだろうけれども、恐らくその時間帯も私が知っているのと同じですから、これは全くそのとおりだろうと思いますけれども、保護者の立場としては、この表以外のところをもっと知る必要があるということです。

よろしいですか。私はこの表を非常におもしろいなと思ったんですけども、先ほど 委員から病児保育のお話があったときに、病児保育を例えばファミリーサポートセンターの中でやろうという企画ももちろんあると思うんですけども、子どもにとって何が安定かという、いつもよく知っている人がいてくれることで、特に病気のときにそうだとすると、やはりいつも通っている保育園の顔見知りの方が見てくださるのが本当は一番理想なのかなと。要するの子どもにとって、大人が次々と一日のうちに変わるとするのは非常に安定していないわけです。だから、できれば親以外の一人、決まった人がずっと見てくれるのがいいということになりますと、この表で見たときに、例えば朝と夕方、公立の場合は非常勤の方が見ていらっしゃいます。私自身も娘二人を保育園に預けたのは15年ほど前なんですけど、保育園の保母をほかでやりながら保育園に預けていたという経緯ですから、この時間外保育に預けたわけです。そうすると朝の先生にやっとな泣いている子を何とか預けても、ほんの30分たつ間に今度は担任の先生に変わる。そこでまた非常にトラブルが起きて、夕方は夕方でせっかく楽しく遊んでいたのに、また違う先生が最後の30分だけということで、私が迎えに行ったときにはわんわんも泣いている状態が非常にありまして、できれば一環した先生がそこにずっといていただけるといいなと思いは、ずっとありました。

ここの私立保育園を見ますと、非常勤の保育士が一日中やっていたらと、非常に大変な体制もあるかわりに、朝の7時から通しでやってくださっていると、要するに途中で切れていない。これだけではよくわからないのですけれども、7時から9時の非常勤の方もいらっしゃるので、一概には言えないのですけれども、一人で7時からずっと一日見てくださっているという体制がとれているところもある。この表から私立がいい、公立がいいということではないのですけれども、良さを今後の運営に生かしていくということで考えれば、公立でもできればそういう形にしていけると、なお一層いいのかなと思いました。

それから、5月12日の一日の子どもの流れを、これだけ見てもよくわからないと言えそうなんですけど、私自身は自主保育をやる、自分が保育者になるというモデルは公立保育園での経験ですし、自分の子どもを鎌倉市の公立保育園に入れて、とても質が高いと思いましたが、私も勉強になりました。私立は知らなくて申しわけないのですが、多分そんなに差がないということだと、鎌倉市の私立の保育園も優秀ではないかと。委員長さんはほかの市

もご存じですから比較されるとあれかもしれないのですが、例えばその一つは、鎌倉の自然を生かした外遊びがとても重要である。私は公立保育園に勤めていたときに周りの保母さんから、お散歩に行くところなのにいいと勉強しました。そういう意味で、今外で自主保育をやっていますと出会うのは大抵公立の子どもと保母さんなんですね。実際9時から給食までと限られているとはいっても、2時間ぐらい出ようと思えば外に出られる体制がとれる。私のいるところは私立がなくお会いできないのかもしれないのですけれども、果たして私立の保育園は出られているのだろうか。先ほど勤務状況とか、年齢とか、いろいろなことを考えると、外に出ることが十分な保育士の人数もいるわけですので、その辺がどうなのかというところが私は疑問なんですけれども、これを見てそんなことを感じました。

委員長

まさに5月12日だけではわからないということだね。

委員

ちょっと時間がきましたので、感想だけ、一言だけ言わせていただきます。利用していらっしゃる、両委員のお話を大変参考として私は受けとめている次第でございます。そこでお話が出た連絡帳は、その子の生涯にとって一番の宝物だと思っています。それをやっていない保育園があるとしたら、その保育園は最低、つぶれてもいい保育園だなと。

一つだけ伺いたいのは、今委員が公立はすばらしいという話で、民間は知らないけれども、民間もそのくらいだろうというのは、私はいささか気になるので、次回、鎌倉市の民間と公立ではどっちが質が高いのか伺いたいと思っています。サービスの内容については民間が多いことがわかっていますから、サービスの質について委員の方々に市民を代表していただいて、市民の考え方として民間の保育園と公立の保育園とどっちが質が高いのか、その辺を次回伺いたいと思っています。

委員長

これは委員の自負もあると思うのですが、どっちが良い悪いという問題ではなくて、委員も触れられていましたように、それぞれの特色を持ってされていることが大切だと思いますので、勝った、負けたの世界ではないと思います。むしろ次回委員から民間、公立も踏まえて、今回は行政が用意をした資料ですので、保育所側からこんな保育をしていますと、今保育所としてはこんなことを課題として考えていますということをお出しただいた方がよろしいかと思います。

委員

なぜかという、こういう資料は実は今回初めて出てきたのです。公立の園長も民間の園長も初めて見た資料です。そういう意味で委員の方々も当然初めてでしょうから、いきなり出されたら読みこなせない部分もあると。第一補助金の枠組みは非常にややこしいですから、次回もこの辺のところをもう少しやっていただいた方が私はありがたいと思っています。私は補助金や何

かを受ける側なものですから、じっといらいらしながら黙っておりました。次回はちょっとしゃべらせていただけると。

委員

すみません、時間をとるつもりはないのですが、先ほどの7 1の資料で、私は給料の話を知っているのですが、別に先生の懐くあいを知りたいわけではなくて、やはりさっきのベネッセの話でも運営費の問題が非常に重要だと思いますので何うのですが、私の考えが大体いいのか、悪いのか、細かいところで違ったら、次回でもお教えいただきたいのですが、私が今日理解したと思っていることを申し上げて、後でご批判をいただきたいと思うのです。先ほどもちょっと申し上げたのですが、保育単価に含まれている分、それはいろいろな積算根拠があってやっているということですが、人件費に限っていいますと、公立の場合、鎌倉の場合は一律ですけれども、19万4,600円を人件費として超過した分については市が支出すると。だから事実上、市の予算の中では天井なしというのでしょうか、市の膨大な予算の中から出てくるということで、天井なしというのは言い過ぎかもしれませんが、それでいいのかどうか。

それから私立の場合は、19万4,600円を超過した分については園が負担するというのであれば、単価の19万4,600円平均の枠内で、若い先生から年配の方までいらっしゃる中で差をつけていくと。あるいはほかを節約して、あるいは独自財源で、その枠内でしか年齢が上の先生にもつけていけないと。そういうことを反映して、私立と市立の先生の勤続年数が違うと。だから6ページで初任給の比較だとか、これに諸手当が含まれているのか、含まれていないのかということだったけれども、そのことよりも公立の場合には人件費は人件費としてかかる分は払えることになっているけれども、私立の場合には認可園であって、その枠内でしか払えないという違いがあると、今日のお話を聞いて理解したのですが、それは違うということであれば考え方を変えてまた来ますので。

委員長

一言だけ私の理解で言えば、そこをその公私格差是正で、1ページの表でいうと補助金の部分で、全体ではないですけれども、相当部分を補てんをしているので、国基準プラスアルファのところでは給料表が作れるようになっていると理解をしていますが、この辺はまた指摘をしていただきましょうか。そろそろ次回と次々回の確認をできたらと思っております。次回は6月9日ということですが、やはり現場に行かないと見えないところがあるのかなと思って、一度保育園を見てもみましょうというお話をしておりました。中身ではなくてハードとして、今鎌倉市が老朽化している施設を抱えているということがありますので、そんなことも含めて6月9日、1時間ほど保育園、どこでしたか。

事務局 公立の深沢保育園です。  
委員長 公立の深沢保育園を見学していて、委員、もし間に合わなければ、恐らく現場に1時間ぐらいおりますので現地においでください。移動は市役所がマイクロバスを出してくださるということですので、当日は現地集合で、その後1時間ほど見学させていただいて、市役所へ戻ってきまして、そこで審議会ということですので、傍聴の方は我々が戻ってきてからということにさせていただきたいと思います。それを9日に実施をしたいと思います。

(日程調整)

委員長 次回の日程は6月9日土曜日、午後5時にこちらに集合して、マイクロバスで公立の深沢保育園に見学に行くことにしまして、7月の日程は、とりあえず24日、25日を確保しておいてください。時間は5時ごろからと、今のところ予定させていただきます。  
それでは、どうもありがとうございました。